幼児用ベッドガードのSG基準(案)

SG Standard for Bed Guards for Children

赤色:追加(変更)項目

1. 基準の目的

この基準は、幼児用ベッドガードの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事 項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、子どもがベッドから落ちるのを防ぐために大人用ベッドに取付けるベッドガード (以下、「ベッドガード」という。) について適用するものである。なお、この製品は自力で大人 用ベッドに昇降できる子ども(概ね生後18か月から60か月)を対象とする。

3. 安全性品質

ベッドガードの安全性品質は、次の通りとする。

項目	基準	基 準 確 認 方 法
1.外観及び構 造	1. ベッドガードの外観及び構造は 次の通りとする。	1.
	(1)仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷つけるおそれのある、ばり、先鋭部等がないこと。	(1)目視、触感等により確認すること。
	(2)外部に現れるボルト・ナット等の 先端部は突き出していないこと。	(2)目視、触感等により確認すること。
	(3)組み立て用の接続部材は、各パー ツに組み込まれていること。	(3)組み立てに必要な接続部材は、各パーツに組み込まれた構造であることを、目視、操作等により確認すること。
	(4)組み立ては容易かつ確実にでき、 組み立てた各部には使用上支障の ある緩み、がた、変形等がないこ と。	(4)組み立てを行い、目視、操作等により確認すること。また、消費者が組み立てる箇所には木 ネジを使用していないことを確認すること。
	(5) ベッドガードは誤った組み立てが できにくい構造であること。	(5) 以下に示す構造等でないことを、目視、触感、操作により確認すること。 ①布カバーやメッシュなどに正しくフレームを

項	目	基準	基 準 確 認 方 法
		(6) ガード部分が折り畳み式のものに	組み込まなくても、外観上は組み立て済みに見える構造のもの。 ②フレーム等の部品を逆向きや入れ替えても、組み立て済みに見える構造のもの。ただし、調整部品や互換性を意図したものはこの限りでない。 ③取付け用のアームの位置が一方向で固定するもので、逆方向に回転させても組み立てができてしまうもの。 (6) 折り畳み(ロック機構の解除を含む)につい
		あっては、使用中に折り畳まれない構造であり、折り畳み部のロック機構は乳幼児が容易に解除できない構造であること。	て、以下のいずれかを満たすことを操作などに
		(7) ベッドへの取付けは容易かつ確実 にでき、マットレスとのすき間が ないよう設置できること。	(7)目視、触感等により確認すること。
		(8) ガード部分の形状はひも等が引っ かからないこと。	(8) ガード上端からマットレスに囲まれた範囲で以下のいずれかを満たすこと。①図 1 に示すリングゲージとウエイトゲージを用いて、引っかかった状態にならないことを確認する。
			0.62 in. (15.9 mm) O.12 in. (12.2 mm) O.12 in. (15.9 mm) O.12 in. (15.9 mm) Circumference 6 in. (15.9 mm) Circumference 1.0 in. Da. (2.5 mm) 2.5 in. (64 mm) 図 1 リングゲージとウエイトゲージ

項目	基準	基 準 確 認 方 法
		② 図 2 に示すボールチェーンと球形重りを用いて、引っかかった状態にならないことを確認すること。 1 ボールチェーンの輪 2 球状のおもり 3 共通の固定点 図 2 ボールチェーンループと球形重り
2. 寸法	2. ベッドガードの寸法は、次の通りとする。(1)乳幼児の手足の届く範囲に、指を挟み込むおそれのあるすき間がないこと	(1)幼児の手足の届く範囲に(5mm以上13mm未満) →7mm以上 12mm 未満の硬質材料に囲まれたすき 間がないことを、スケール等により確認するこ と。ただし、深さ10mm 未満のすき間はこの限り ではない。
	(2)ベッドガードは、 <mark>幼児が転がり落</mark> ちにくい高さであること。	(2)図3に示すように、スケール等によりベッドガードの高さを測定し、カートンボックス及び取扱説明書に記載されている使用可能なマットレスの最大厚さを差し引いて、マットレス上面より 160 mm以上の高さであることを確認すること。 図3ベッドガードの高さ 図3ベッドガードの高さ

		+ :#	+ *# Tm === + \+
項	目	基準	基準確認 方法
		(3)ベッドガード右端と左端と、マッ	(3)図4に示すように、スケール等によりベッドガ
		トレスとの間には、乳幼児の身体	一ドの長さを測定し、カートンボックス及び取り、
		が抜けるすき間があること。	扱説明書に記載されている使用可能なマットレ
			スの長さを差し引くことにより、ベッドガード の両端に (220 mm) →230mm 以上のすき間がある
			ことを確認すること
			^゚ッドガード ^゚ッド支柱 / マットレス
			→ ← → ←
			230 ㎜以上 230 ㎜以上
			図4 乳幼児の身体が抜けるすき間
			/ (A) 早十京父 (Gram) 、7 mm の プロ _ ブナ 20M の カ で押
		(4) ガード部分にネット又はメッシュ 等を有するものにあっては、乳幼	(4) 最大直径(6mm) → 7 mmのプローブを30Nの力で押しまったときに、プローブが貫通するすき間が
		現の指などが入りこまないこと。	ないことを確認すること。
		Seoling Charles and Co.	- SV CC EREBUY OCC.
		(5)ガード部分は、乳幼児の身体が挟	(5)以下のいずれかを満たすこと。
		まるすき間がないこと。	①図 5 に示すように、ガード部分のすき間の幅
			は (85 mm) → <mark>65 mm</mark> 以下であることをゲージ等に
			より確認すること。
			65 mm以下
			図 5 すき間の間隔例
			E C C let exteritativa
			②図6で示すトルソープローブをベッドガードの
			すき間に挿入し、133N の力で開口部に垂直な方
			向に5秒間加えトルソープローブが通過しない
			ことを確認すること。
			0.97 radius (23 mm) (23 mm)
			45 fb. (14 fm)
			2.5 tm. (64 mm)
			4.5 in. (114 mm)
			0.34 Radius (8.6 mm)
			図 6 トルソープローブ

項目		
	(6) ベッドガードには乳幼児の首や胴体に絡まるおそれのあるひも等がないこと。 なお、マットレスの下に取付ける固定用のベルトなどは除く。	(6)以下に示すひも状の部品がないことを、スケール等を用いて確認すること。 (a)220mm以上の長さの片側自由端の部品 (b)360mm以上のループ状の部品 (c)80mm以内の距離にある片側自由端のもので双方の先端間の距離が360mm以上の部品
3.強度	3. ベッドガードの強度は、次の通りとする。	
	(1)折り畳み及びロック機構は、繰り返し開閉操作試験を行ったとき、 異状がなく機能を維持していること。	(1)折り畳み部の繰り返し開閉操作を300回行い、確認すること。 なお、折り畳み及びロック機構が左右同一構造の場合は、片側のみ300回の操作確認でよいものとする。
	(2)フレーム及びロック部の強度試験を行ったとき、外れ、曲がり、破損等の異状が生じないこと。	(2)図7に示すように、ガード部分を垂直に立てた 状態(ロック状態)で、ベッドガードが移動し ないよう水平部分を固定し、フレーム上部の中 央をベッドの内側から外側に対し(180N)→ 178Nの力を10秒間加えて確認すること。
		フレームの中央及 び端部を180N の力で押す
		図 7 フレーム及びロック部の強度
	(3)ネット等ガード部分の強度試験を行ったとき、外れ、曲がり、破損等の異状が生じないこと。	(3)図8に示すように、ベッドガードが移動しないよう水平部分を固定し、直径 10cmの円板のあて板を用いてガード部分の中央に 200Nの力を加えて確認すること。

項目	基準	基	準	確	認	方	法
			す	の中央をはのカで押	の強度		
4. マットレス とのすき間	4. ベッドガードとマットレスの間には、乳幼児が窒息するおそれがあるすき間ができないこと。	レスに 側には。 ットレ 133N の 体がべ	取付けて み出すよ スのすき)力で 5 秒	、マッ にうに設 間に図 砂間差し - ドとマ	トレス3 置し、6 6 のト 込んだ ットレ	を持台か ベッドス ルソー: とき、	検用マット ら 25 mm外 ガードとマ プロー ブ全 き間に入り
			プロ	マットレ		25㎜	
		ドについ の力で	ハては、 5 秒間差 がベット	図 10 の きし込ん ゛ガード	ウエッ だとき、 とマッ	ジプロー ・ウエ _ン	ベッドガー -ブを 133N ッジプロー Dすき間に

項目	基準	基 準 確 認 方 法
		2.7 in. (69 mm)
5. 材料	5. ベッドガードの材料は、次の通りとする。 (1) 耐食性材料以外の金属材料は、防錆処理が施されていること。 (2) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料を使用した部品は、有害物質を含有しないこと。 (3) 布等の繊維製品を使用したものは、ホルムアルデヒドの溶出がないこと。	(1) 防錆処理が適切であることを目視及び触感等により確認すること。 (2) 食品衛生法に基づく昭和 34 年厚生省告示第 370 号第 4 おもちゃの項に規定する基準に適合していることを確認すること。 ただし、確認は試験成績書によること。

-= -			•	-4	===		
項目	基準	基		· 確	認	方	法
6. <mark>小部品</mark> 及び 付属品	6. 小部品及び付属品は、次の通り とする。	6.					
	(1) <mark>小部品</mark> 及び付属品等は、使用上の 安全性を損なわないこと。	先鋭部、	ばり、 ついてそ	まくれ れぞれ	等の有	無とその	そるような の材質、機 操作等によ
	(2)小部品及び付属品等は、外れた場合に誤飲する大きさでないこと。	試験により 場合ない りの が 大 た 方 後 引 る る る る る る る る る る る 。 る る る 。 る る 。 る る る る る る る る る る る る る る る る る る る る	よいは45あ対策をつ誤り験 N·mで向、ラて飲込は、でもにトン	れ確な小り、対ルののはいかのではいいのではいいのではいいいではいいできます。	ことを リンダ を 180 で回転 りである様 は も し も し に れ も し も り を り を り を り を り も り も り も り も り も り	確認 11 表 で で さ 砂 回 で で む 砂 回 で で で む し で う で で う。	させるかま いずれの 加え、その
		図 11	25.4+0.1-0	直径31.7+		57.1+0.1-0	
		i Bil	םיני	ロッ元	1工1年配	J	

4. 表示及び取扱説明書 ベッドガードの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	表示及び取扱説明書は、次のとおりとする 基 準	基準確認方法
1. 表示	1. ベッドガードには、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。なお、(3)及び(4)については、その主旨をマットレスに設置したときに隠れない見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1)申請者(製造事業者、販売事業者、輸入事業者)名又はその略号 (2)製造年月若しくは輸入年月又はその略号	1.表示の消えにくさ、剥がれやすさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。 なお、(3)及び(4)の表示項目は、安全警告標識(⚠)を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。 また、5mm以上の大きさ(縦寸法)の「警告」、「注意」のシグナルワードを併記し、その他の注意事項の字の大きさは、2.5mm(縦寸法)以上であること。
	(3)使用年齢範囲 18 か月未満の乳幼児には絶対に使用 しない旨。使用年齢範囲は、生後 18 か月から 60 か月までであること。保 護者の監督下で必ず使用する旨。	(3)「18か月未満の乳幼児には絶対に使用しない旨」は注意事項の最初に示すこと。 本体だけでなく、ベッドガードを収納するカートンボックス等にも表示すること。
	(4)次に示す主旨の注意事項 ①窒息と頸部圧迫の危険:ベッドガー ドやその周囲のすき間に乳幼児が閉 じ込められ、死亡することがある 旨。乳幼児が窒息する可能性のあ る、枕、毛布、その他のものですき 間を埋めない旨。	(4)注意事項については、ベッドガードを収納するカートンボックス等にも表示すること。なお、カートンボックス等に表示する ⑧~⑪は、ベッド及びマットレスとの位置 関係が分かるよう図等で示すこと。
	②小さな乳幼児の場合、すき間に挟まると自力では脱出できず窒息し死亡するおそれがあるため、生後18か月未満の乳幼児には適さない旨。 ③自力で大人用ベッドに昇り降りできる子どものみに使用する旨	

- ④ガード部分に過度の力をかけたり、 ゆすったりしない。また、幼児がガ ードの上に乗ろうとしている場合は 注意する旨。
- ⑤複数のベッドガードでベッドを囲う 等により乳幼児を寝かせるような使 い方をしないこと。
- ⑥乳幼児用ベッド、二段ベッド、ウォーターベッド、エアーベッド、脚付きマットレス、低反発マットレス等には使用しない旨。大人用のベッドのみで使用する旨。この他、当該ベッドガードに適さないベッド構造及びマットレス等についても記載すること。
- ⑦ベッドガードに固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定すること。適切に固定されないと事故につながるおそれがある旨。
- ⑧当該ベッドガードに適したマットレスの最小、最大長さ及び最大厚さ。
- ⑨ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱(頭板、足板など)とのすき間は230mm以上必要である旨。
- ⑩床からマットレス上面までの高さが 600 mmを超えるベッドには使用しない 旨。
- ①ベッドガードの高さはマットレス上 面から 160 mm以上あること。

項目	基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	2. ベッドガードには、次に示す主旨	2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が
	の取扱い上の注意事項を明示した説	容易に理解できるものであるかを確認する
	明書を添付すること。	こと。
	なお、(1)は取扱説明書の表紙など	
	の見やすい箇所に表示し、(2)及び	
	(3)は図などを併記して理解しやすい	
	ものとし、(4)及び(7)は安全警告標	
	識(▲)等を併記してより認知しや	
	すいものとすること。	
	ただし、その製品に該当しない事	
	項は省略してもよい。	
	/// I	
	(1)取扱説明書を必ず読み、読んだ後は	
	保管する旨。	
	(2)組み立て式のものは、その組み立て	
	の要領及び注意。	
	00女 庾及 07上底。	
	 (3)ベッドへの取り付け方法及び注意。	
	(4) 使用年齡範囲	
	18 か月未満の乳幼児には絶対に使用	
	しない旨。使用年齢範囲は、生後 18	
	か月から 60 か月までであること。保	
	護者の監督下で必ず使用すること。	
	(5) 当該ベッドガードに適したマットレ	
	スの最小、最大長さ及び最大厚さ。	
	(C) 펜 설팅 및 CO 및 설팅 및 CO 및 설팅 및 CO 및 설팅 및 CO 및 C	
	(6)乳幼児用ベッド、二段ベッド、ウォ ーターベッド、脚付きマットレス、	
	一ターペット、脚内さくットレス、 低反発マットレス等には使用しない	
	は及光マットレス寺には使用しない 旨。大人用のベッドのみで使用する	
	目。人人用のベッドのみで使用する 目。この他、当該ベッドガードに適	
	す。この他、当該ペットカートに過してないベッド構造又はマットレス	
	- さない、グド構造又はマグドレス - 等。	

- (7) 次に示す主旨の使用上の注意事項
- ①窒息と頸部圧迫の危険:ベッドガードやその周囲のすき間に乳幼児が閉じ込められ、死亡することがある旨。乳幼児が窒息する可能性のある枕、毛布、その他の物ですき間を埋めない旨。
- ②小さな乳幼児の場合、すき間に挟まると自力では脱出できず窒息し死亡するおそれがあるため、生後 18 か月未満の乳幼児には適さない旨。
- ③自力で大人用ベッドに昇り降りできる子どものみに使用する旨。
- ④ガード部分に過度の力をかけたり、 ゆすったりしない。また、幼児がガードの上に乗ろうとしている場合は 注意する旨。
- ⑤複数のベッドガードでベッドを囲う 等により乳幼児を寝かせるような使 い方をしないこと。
- ⑥頸部圧迫の危険回避のためベッドガ ードをベッドに取り付けるときは、
 - a. ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱(頭板、足板など)とのすき間は、230mm以上必要である旨。
 - b. ガード部分がマットレスに触れる よう取り付ける旨。
 - c. ベッドガードに固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定する。適切に固定されないと事故につながるおそれがある旨
- ⑦床からマットレス上面までの高さが

(7)注意事項の⑥~⑧については、ベッド及びマットレスとの位置関係が分かるよう図等で示すこと。

600 mmを超えるベッドには使用しない 旨。

- ⑧ベッドガードの高さはマットレス上 面から 160 mm以上あること。
- ⑨ガード部分を折り畳むとき、手や指を挟まないよう注意する旨。
- ⑩マットレスとのすき間やロック機構 の安全性等、取り付け状態を定期的 に確認する旨。
- ① ロック機構等が破損、故障した状態では使用しない旨。
- (8) 販売時製品に付属されているものの 取扱注意。例えば、ビニール袋、梱 包材など
- (9) S Gマーク制度は、ベッドガードの 欠陥によって発生した人身事故に対 する補償制度である旨。
- (10) 製造事業者、輸入事業者又は販売 事業者の名称及び連絡先又は連絡方 法